

監査公告第13号

定期監査の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した観光戦略部に対する定期監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成31年1月25日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 川下 勉

観光戦略部定期監査結果報告

第1 監査期間

平成30年12月10日から平成31年1月9日まで

第2 監査の対象

観光交流課、誘客推進課、文化振興課、県九谷焼美術館
加賀山代温泉財産区

第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（聴取の主な内容は別紙のとおりである。）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第4 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、所管施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第5 監査意見

・松尾芭蕉関連事業における市の魅力発信について、次のとおり意見を付す。

山中温泉芭蕉の館をはじめとし、芭蕉祭山中温泉 全国俳句大会、奥の細道サミットなど、松尾芭蕉関連の各種事業は所管が分散しており、魅力発信が少ないように感じる。

文化的魅力の向上を目指して、知名度の高い芭蕉ゆかりの事業についてさらなる工夫を凝らしてはどうか。

文化振興を担う部署が中心となり、施策としての全体方針を明確にしつつ、発信力の強化に努められるよう期待したい。

第6 留意事項

地方自治法第199条第12項の規定のとおり、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとし、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならないこととなっているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

観光戦略部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 加賀山代温泉財産区

- ・加賀山代温泉財産区の経営主体について

2. 観光交流課

- ・海外都市交流について
- ・加賀ルートプロジェクトについて
- ・観光地でのキャッシュレス決済について
- ・大阪との連携強化について

3. 誘客推進課

- ・誘客推進とインバウンドについて
- ・加賀ご当地グルメ推進協議会について

4. 文化振興課、石川県九谷焼美術館

- ・機構改革後の文化振興課の役割について
- ・北前船と九谷焼について
- ・史跡九谷磁器窯跡について
- ・文化施設の公共施設マネジメントについて
- ・奥の細道風景地ネットワークについて